

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 練馬所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字下安松字上横道北一 五〇一番地先から同市東所沢和 田二丁目三五番一地先まで		区 間
一一・七一〇 一三・〇一	九・八〇〇 一一・〇九	敷地の幅員 (メートル)
六九・三〇		延長 (メートル)
歩道整備事業によ る。		備 考